

# 玉祖小学校いじめ防止基本方針

平成30年4月改訂  
防府市立玉祖小学校

## はじめに

いじめは、児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせるなどの著しく人権を侵害する行為につながるおそれがある。このため、いじめの根絶に向けて、教職員、保護者、地域住民、地方公共団体、その他学校教育に携わる関係者らが相互に連携し、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）が定めるいじめの禁止、関係者の責務等を踏まえ、いじめ防止等に関する対策に実効的に取り組まなければならない。

この「学校いじめ方針」は、単なる目標やスローガンの提示にとどまることなく、それが行動に移され、実際に成果を上げていく必要がある。また、いじめの「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対応」の4点の対応の視点から、いじめの根絶に向けた対策等について、学校、家庭、地域、関係機関が連携して取り組むべき具体的な内容を明らかにするとともに、これまでのいじめ防止対策の蓄積を生かした、いじめ防止等のための取組を定めるものである。

## 第1部 いじめの防止等に係る基本的な考え方

### 1 いじめの対応に係る基本的な考え方

#### (1) 学校における基本姿勢

いじめは人権問題であるとの認識の下、「山口県人権推進指針」及び「山口県人権教育推進資料」に即して、「じゆう」（自由）、「びょうどう」（平等）、「いのち」（生命）をキーワードのもと人権意識を高め、一人ひとりを大切にすることを展開することが重要である。

学校においては「いじめは絶対に許されない」との認識の下、「未然防止」の取組が重要であり、人権教育や道徳教育、情報モラル教育など、その他健全育成に係る取組を総合的かつ効果的に推進していくことが求められる。

また、いじめの四層構造にも示されているように、いじめ行為が構造上の特徴から児童のわずかな変化について、日常的に関係教職員で情報共有を図り、「背景にいじめがあるのではないか」との危機意識をもちながら、早期発見・早期対応に努めることが重要である。

一旦いじめであると認知された場合は、全校体制で適切・丁寧な指導・支援を行い、児童にとって、一刻も早く安心・安全な学校生活となるよう、いじめが確実に解消するまで、粘り強く対応しなければならない。また、解消後もきめ細かく見守りを行うなど、継続支援が必要である。

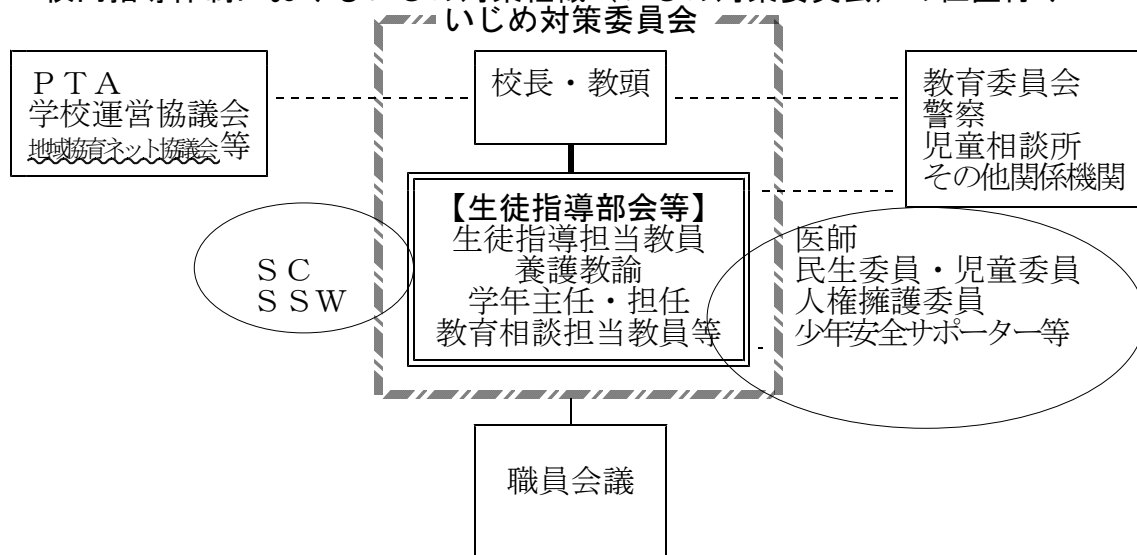
### 2 いじめの防止等のために学校が果たすべき役割

#### (1) 「いじめ対策組織」の設置（名称を「いじめ対策委員会」とする）

各学校においては、「いじめ対策推進法」第22条にもとづき「いじめ対策組織」を置き、「学校基本方針」に基づくいじめの防止等に係る取組について、学校評価等を活用して、PDCAサイクルによる検証等を行い、より実効性ある取組となるよう恒常的に改善を図ることとする。

また、当該組織は管理職を含む組織的対策の中核となる生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー（以後SC）、スクールソーシャルワーカー（以後SSW）、学校運営協議会委員（地域代表、PTA代表）、その他の関係者により構成することとする。

## 校内指導体制におけるいじめ対策組織（いじめ対策委員会）の位置付け



### (2) 人権が尊重された学校づくり

いじめは、著しく人権を侵害する行為につながるおそれがあり、未然防止に努めることが大切である。「いじめは人間として、絶対に許されない」という意識を徹底するとともに、互いの人格を尊重した態度や言動ができるよう、人権教育に取り組む。

### (3) 豊かな心を育む教育の推進

#### ○ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育の取組

児童一人ひとりの夢の実現に向けて、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の核となる豊かな人間性を育むには、学校の教育活動全体を通して児童が心を開き、心を磨き、心を伝え合うことができる道徳教育を充実させる。

#### ○ 規範意識の醸成に向けた取組

いじめの未然防止のため、児童の規範意識を醸成する取組は重要である。そのため、「きまりを守ること」「節度ある生活をする事」「礼儀正しく人と接すること」について、児童の心身の成長の過程に即した重点的かつ具体的な取組を行う。

#### ○ 他者への思いやりや社会性を育む取組

社会貢献の在り方、自他の権利の尊重、人としての暮らし方やふるまい方等を学ぶため、地域の清掃や福祉施設等でのボランティア活動やふれあい体験など、学校や地域の実情に応じた社会奉仕体験活動の取組を充実させる。

#### ○ いじめ防止・根絶強調月間の取組

毎年10月を「いじめ防止・根絶強調月間」と位置付け、各校におけるいじめ防止・根絶に向けた取組を推進するため、取組状況の点検・評価、児童会・生徒会等による主体的な活動の充実を図る。

#### (4) 生徒指導・教育相談体制の充実・強化

##### ○ 校種間連携の一層の促進

いじめの対応については、未然防止、早期発見、早期対応の取組はもとより、異校種間の情報の共有や切れ目のない支援体制の構築等が重要であるため、校種間連携の一層の促進に努める。

##### ○ 多様な専門家や関係機関と連携した取組等の推進

SCやSSW等の心理や福祉の専門家の連携はもとより、弁護士、民生委員・児童委員、人権擁護委員、少年安全サポーター等の外部専門家及び児童相談所、警察、福祉部局の関係機関との連携を一層促進し、いじめ防止等に係る取組の充実・強化を図る。

##### ○ 教職員が児童と向き合うことのできる体制の整備

学校の業務改善を推進し、教職員が児童と向き合う時間の確保に努める。

## 第2部 いじめの防止等のための具体的な取組

### 1 未然防止（いじめの予防）

#### (1) 生徒指導・教育相談の充実・強化

いじめ問題を根本的に解消するためには、児童が本来もっているよさや可能性を引き出すなど、開発的・予防的な生徒指導の推進が大切である。そのためには、日常から教職員間で児童について自由に話し合えるような人間関係が必要である。また、「いじり」と言われる行為についても、いじめとの境界は不明瞭であるため、見えない所で被害が発生している可能性も十分に考慮して観察、指導しなければならない。

##### ○ 教職員の資質能力の向上

- ・ 積極的に校内研修会（事例研究、教育相談等）を実施する。
- ・ 教職員自身が人権意識を高め、体罰や言葉による暴力を絶対に行わない。

##### ○ いじめ対策に係る生徒指導部会等のもち方

- ・ 問題行動等の報告・対応にとどまらず、いじめの問題に対する取組等の評価・検証・改善を図る場とする。
- ・ 各分掌・各学年と情報共有を図りながら、定期的を開催する。（例：第3水曜日）

## 生徒指導部会等における運営上のチェックポイント

- 定期的に（週1回程度）開かれているか。
- 各分掌・各学年と連携した生徒指導がなされているか。
- 話し合われた内容が、速やかに全教職員に周知され、理解されているか。
- 問題行動の報告・対応に終始していないか。

### ○ 教育相談体制の確立

- ・ すべての児童が能力を最大限に発揮できるよう、開発的な援助の機能を重視する。

### ○ 児童の行動観察

- ・ 給食（昼食）時、休憩時間、清掃活動、できるだけ児童とのふれあいの機会を増やし、児童の行動を観察すると同時に、信頼関係をつくる。

### ○ 児童理解

- ・ 日記、生活アンケート、相談カード等直接書いたものや、「自分発見 i - c h e c k」等客観的なテストを通して、児童理解に努める。

### ○ 生活アンケートの活用

- ・ アンケート実施後は、直ちに担任が内容を把握し、いじめの疑いがある事案が認められた場合は、早急に担任、教育相談、生徒指導担当等が連携して関係児童から事実確認を行い、必要な指導や対応を行う。各学年から挙げられた内容は、教育相談担当と生徒指導主任が確認し、管理職に報告する。

### ○ 家庭・地域社会との連携

- ・ P T A や学校支援ボランティアなど、家庭・地域社会と連携し、より一層、開かれた学校づくりを推進する。

## (2) 学校のすべての教育活動を通じた取組

いじめを防止するためには、児童が学校の教育活動を通して、互いの人権の大切さに気付く豊かな感性を育み、一人ひとりの存在を認め合い、互いに個性を尊重できるような「居場所づくり」に積極的に取り組む。

また、多様な体験活動を通して、コミュニケーション能力や人間関係調整力等を育成し、児童一人ひとりが、安心して楽しく学ぶことができる環境づくりに努める。

## ○ 各教科・総合的な学習の時間

- ・ 授業に対する教員の心構え

児童にとって学校生活の大半は教科等の学習であることから、授業者から受ける影響は大きい。指導方法はもちろんのこと、授業に対する教員の姿勢から、人権感覚が問われる場でもある。たとえば、授業中に失敗した友達を茶化したり、また、そのことを助長したりするような場面があれば、見逃さずに指導を行わなければならない。児童同士または教員との信頼関係を基盤として、教育効果を高めていくことが大切である。

- ・ お互いを高める授業づくり

教員は授業を組み立てる中で、常に児童の考えや意見を価値付け、さらに他の児童へ投げかけ、新たな意見を引き出すなどの授業づくりを行う。児童が自ら考え、判断し、表現する学習活動を仕組むことによって、互いに学び合い、学習内容を深めさせる。

## ○ 道徳

- ・ 道徳的実践力を育む場として

道徳の授業では、「公平・公正」「思いやり」「生命尊重」「畏敬の念」などの内容項目で「いじめ問題」を扱うことができるが、児童の心を揺さぶる授業展開が望まれる。授業では資料の中にとどまることなく、児童が自分自身の実生活や体験に目を向けることにより、「いじめを見抜く」「いじめを許さない」「いじめを傍観しない」などの心情や態度が育成されるよう支援する。また、言葉の重みについて考えることにより、「死ね」「殺す」「消えろ」「うざい」「きもい」などの言葉は相手の心を深く傷つけ、いじめに直結することを、児童の発達段階に応じて十分理解させる。

- ・ 道徳教育を中核とした心の教育の推進

学校の特色や課題に即した道徳教育を展開し、道徳教育担当教員を中心とした学校の組織的な取組を推進するとともに、県教委作成の指導資料「心を耕す」や「(改訂版)いのち・なかま・やくそくを大切に作る心を育む学習プログラム みんなちがってみんないい」等の活用により、児童の社会性や規範意識等の豊かな心を育み、一人ひとりの健全な成長が促されるよう、取組の重点化を図る。

## ○ 特別活動等

- ・ 児童の主体的な取組の充実

学級活動をはじめ、学校行事、児童会活動及びクラブ活動において、内容・方法等を改善・工夫することにより、児童がこれまで以上に主体的に取り組めるような場を設定する。児童が自分たちで企画したことに意欲的に取り組む過程で、

他者との協力の大切さを感じ、成し遂げる喜びを体験していくことができる。こうした体験を通じて、自分とは違った他者の価値を認める集団の規範が生まれてくる。また、児童のいじめ問題の防止・解決に向けての主体的な取組を支援していく。

- 集団活動及び体験活動の推進

他者の思いを大切にすることの思いやりの心を醸成するために、社会性を育み、人間関係や生活体験を豊かなものとする異年齢集団活動、自然体験活動、ボランティア活動等を効果的・計画的に実施していく。

### (3) 「いじめ対策組織（いじめ対策委員会）」の取組

当該組織には、各学校のいじめの防止等の取組について、PDCAサイクルにより、学校基本方針の策定や見直し、いじめの未然防止の取組が計画通り進んでいるかどうか確認するなど、各学期に1回程度評価・検証していくよう努める。このため、当該組織に児童の様子等（観察による見取り、生活アンケート結果等）の情報が日常的に集約され、素早く全教職員へ情報共有が図られるよう校内体制を確立する。また、対策組織にはいじめの相談・通報等の窓口としての役割も求められる。学校における様々な取組をいじめの未然防止の視点から捉え直し、主体的かつ機動的な組織として位置付ける。

### (4) 家庭・地域との連携

いじめの問題は、学校だけで解決しようとせず、家庭・地域社会と緊密に連携・協働して解決を図るよう努める。学校を家庭・地域社会に開かれたものにしていくため、PTAや地域の関係団体とともに協議する機会を設け、情報交換や協力の要請を行う。

また、家庭・地域社会から寄せられるいじめやこれに関連すると思われる情報に対し、学校が誠意のある対応に心がける。

#### ○ 保護者との連携

- 大人の意識の向上

日頃から、いじめの問題に対する学校の姿勢を機会あるごとに家庭に示し、いじめに対する認識を深め、協働して取り組む。

大人自らが「いじめは許さない」という姿勢を示し、真剣に取り組む。

- 日頃からの信頼関係づくり

保護者の訴えから認知されるケースも含め、認知したいじめを解決していくためには保護者との緊密な連携を図り、心の痛みを共有しながら取組を進めていく



ことが必要であることから、その基盤となる日頃からの信頼関係づくりに努める。

#### 信頼関係づくりのポイント

- 保護者の不安や苦しみに心から耳を傾ける。
- 保護者の児童への思いを共感的に理解する。
- 保護者の願いを誠意をもって聞く。
- 保護者とともに児童を見守りながら歩む姿勢を示す。
- 保護者は児童を守り、児童の成長に携わる主体者であるという認識に立つ。

#### ○ 地域社会との連携

学校は、地域社会にも児童の実態を正確に知らせ、いじめ問題に対する関心を高めるとともに、地域と連携していじめ対策に取り組む。

##### ・ 地域の環境づくり

P T Aはもとより、学校運営協議会、地域協育ネット協議会、青少年健全育成協議会等の関係団体、少年安全サポーターや防府警察署等と、いじめについて協議する機会を設け、いじめ問題の解決に向けて地域ぐるみで取り組むこととする。

登下校時、放課後や休日、長期休業中の校外生活について、地域社会の協力を積極的に求めていくとともに、地域との情報交換を密にし、日頃から地域の相談窓口や関係機関とも連携を図り、学校を中心とした地域の情報ネットワークを構築する。

##### ・ 児童の活動への支援

子ども会や自治会などの既存の地域活動に積極的に参加できるよう、十分配慮する。

#### ○ 日常の取組の情報発信

開かれた学校づくりに一層努め、日常の学校での生活の状況等を家庭・地域社会に提供する。

#### 情報発信の方法や場の例

学校だより、学年・学級通信、P T Aだより、学校ウェブサイト、  
学校評価結果等の公表、学級・学年懇談会、P T A総会における協議、  
学校支援ボランティア、民生委員・児童委員等との交流、学校運営協  
議会、地区懇談会 等

## 2 早期発見（いじめを把握するための対応）

### (1) 早期発見のための体制

いじめは、外から見えにくいことが多く、全教職員が連携・協力して早期に発見できる体制の構築に努める。

#### ○ 複数教職員での指導の取組・体制づくり

- ・ 学級担任だけでなく、教科担当教員、専科教員、少人数指導教員、養護教諭等との連携を密にする。
- ・ 学校栄養職員、学校事務職員、SC、SSWも含めたすべての教職員が関わる連携体制を確立して、日頃から児童の様子をきめ細かく把握することに努める。
- ・ 学校評価に係る児童・保護者アンケート、定期教育相談、週1回生活アンケート等により、児童、保護者等の実情を把握し、恒常的にいじめ問題への取組について見直しを図る。
- ・ 全校体制での校内組織のもと、児童の多面的・多角的な情報収集・実態把握に努め、記録等にまとめるとともに、すべての教職員で情報共有を図る。

#### ○ 教育相談担当教員・養護教諭の役割

- ・ 教育相談担当教員・養護教諭を「いじめ対策委員会」に加える。また、校務分掌上、適切に位置付け、SC等、専門家と緊密な連携を図る。

#### ○ 「いじめ対策組織（いじめ対策委員会）」の設置・役割

- ・ 当該組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって、中核となる役割を担う。
- ・ 当該組織の構成員は、校長、教頭、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、SC、SSW、学校運営協議会委員、その他の関係者で構成し、いじめ防止等に対して、実効的に対応できる組織とする。

### (2) いじめの早期発見に向けた具体的な取組

児童や保護者・地域等に、全教職員が「いじめは人間として、絶対に許されない行為である」「いじめられている児童を必ず守り通す」といった、毅然とした姿勢を日頃から示しておく。

児童との信頼関係に基づき、正義感、倫理観、思いやりの心等、学校の教育活動全体を通して、心の教育を推進し、指導の徹底を図るよう努める。

いじめの認知力を向上させ、早期発見につなげるため、いじめを以下の3つのレベルに分類し、全教職員が情報共有を行う。

①【レベル1】日常的衝突としてのいじめ

②【レベル2】教育課題としてのいじめ

③【レベル3】重大事態および重大事態につながりかねないいじめ

#### ○ いじめられている児童のサインを見逃さないための取組

- ・ 誰にも相談できない児童がいるのではないかとの認識の下、日記、生活アンケート、相談カード等直接書いたものや、「自分発見 i - c h e c k」等の客観的なテストの実施により、総合的に内面の変化をとらえ、個別の教育相談を実施する。
- ・ いじめは潜在化、偽装化している可能性を考え、日常の対話や遊びなどを通して児童が発するサインを鋭くキャッチする。
- ・ 児童に寄り添い、些細なことでも相談しやすい環境づくりに心掛けるとともに、日常的に機会をとらえて声かけを行う。
- ・ いじめが疑われる事案を放置せず、早急に関係児童への事実確認と適切な指導を行う。必要に応じて、校内での情報共有、保護者への連絡等を行う。

### 3 いじめへの対応について

#### (1) いじめへの発見・指導（迅速な対応が原則）

① 週一のアンケートや日々の観察などで早期発見・早期指導につとめる。

② 

学級担任→学年主任	→	生徒指導主任	→	教頭→校長
-----------	---	--------	---	-------

③ 同学年会又は隣同学年会を開く。

④ 同学年会及び隣同学年会は、問題行動をとった児童の把握と、指導資料収集を行う。

⑤ 生徒指導部は、同学年会と協力して指導方針・具体策を立てる。

⑥ 学級担任は、問題行動をとった児童への指導の中心となる。

⑦ 同学年会は、児童の家庭との協力を図るなど、対外活動を進める。

⑧ 生徒指導部は、全校職員の共通理解を図ると共に、学級担任の指導活動をサポートする。さらに必要に応じて、直接指導にあたる。より効果的な指導ができるよう全校職員で協力する。

#### (2) いじめに対する指導にあたって

① 把握しにくいいじめへの対応「よく児童を見る・関わる」

ア 日常の対話、遊びなど児童と教職員が自然にふれあえる時間をとおしていじめに関するサインをキャッチする。

イ 教育相談や観察、週一回のいじめに関する調査、日記等で児童生徒の内面の変化

をとらえる。

ウ 養護教諭、教育相談担当をはじめとして、全職員との連携を密にし、早期発見に努める。

エ 保護者、地域社会への啓発活動を進めることにより、家庭や地域社会など、より多くの目で児童生徒を見守っていく連携体制を確立する。

## ② 現に起こっているいじめへの対応

### ア 事実関係の把握

直接関係している児童以外の動きも含めて全体構造を明らかにする。

### イ 直接関係している児童、保護者への対応とその指導（迅速な対応をする）

受容的な対応、共感的な理解を基本とした適切な指導に努める。

### ウ いじめのアフターケア（継続的指導）

指導後、いじめが潜在化（偽装化、陰湿化）していく可能性を見通して、最低3ヶ月は継続的な教育相談、観察の重要性を認識する。

### エ 集団の指導

傍観者の責任も含めて、学級・学校の問題として取り上げて、児童自身が解決を模索する場の継続的な支援をしていく。

## 4 学校評価等を活用したPDC Aサイクルの検証から

(1) 検証項目（平成28年度学校評価アンケートから、いじめに関する項目の抜粋。4段階評価の平均）

	児童（7月→12月）	保護者（7月→12月）
①学校が楽しい	3.7→3.7	3.6→3.6
④安心して学校に通える	3.6→3.7	3.45→3.5
⑥いのちを大切にしている	3.4→3.4	2.9→2.9

↓

\*どの項目についても、比較的高い評価は出ているが、⑥の項目については、保護者の評価が低く、児童との意識にかなりの差がある。

(2) 平成30年度の目標設定について

“アンケート項目（3つ）において、児童・保護者の評価の平均を全て3.5以上とする。”

(3) 目標達成のための具現化に向けて（努力点）

① 学校からの情報発信の強化

- ・プリントの確実な伝達
  - ・学校・学年（学級通信）における焦点化（学校教育目標に向けた児童の様子等）された情報の伝達
- ② 道徳授業の充実
- ・年間35時間以上の確実な実施
  - ・思いやり、生命尊重等価値項目の軽重をつけた指導計画（人権教育、参観日での授業公開）
- ③ 児童の自己肯定感を高める学級づくり
- ・学級づくりについての研修会の実施
  - ・学習内容の明確化、アクティブ・ラーニングの実施による授業改善
- (4) 検証のサイクルについて

① PLAN 目標設定（4月）

↓

② DO 具体化に向けての取り組み（4～12月）

↓

③ CHECK 学校評価アンケートの実施（7・12月）  
いじめ対策委員会の実施（夏季休業中・2学期・3学期）

↓

④ ACTION 改善点の検証（8月、12月）今年度の課題の共有（3月）